

地域通貨「まーぶ」の取扱協力のおねがい

地域通貨「まーぶ」を取り扱う協力店舗・団体になってください！

現在、箕面市で流通している地域通貨「まーぶ」。その「まーぶ」を利用できるお店・団体・イベントを募集しています。

地域通貨「まーぶ」とは…

地域通貨「まーぶ」は、箕面市で流通していることも大人も使える地域通貨です。「まなぶ」と「あそぶ」を掛け合わせて考えられた「まーぶ」は、どんな状況にあることも自分の力で「だれかのためになること」「自分の未来のためになること」をすれば稼ぐことができることが特徴です。



100 まーぶ=100円として、お店で使うことはもちろん貯めることで、自分の夢をかなえることもできます。

地域通貨「まーぶ」を取り扱うには！

地域通貨「まーぶ」の協力店舗になるには

登録用紙へ必要事項を記入

- ・その他協力会員になるために必要な書類に記入押印

ステッカー（3種類）の貼付

- ・入り口、レジ前等に貼り付けてください

地域通貨「まーぶ」のWEBサイトの「つかえるところ」、パンフレットに掲載

地域通貨「まーぶ」の協力店舗になったあと

100まーぶ紙幣の受け取り

- ・100まーぶ=100円相当
- ・おつりは出さなくてもよい
- ・円との併用可

月末までの使用額を事務局へ連絡

- ・使用頻度が少ない場合は、数ヶ月かに1回でも可

月初7日間に円と換金

- ・使用額が多い場合等の換金頻度は応相談

～Q&A～

Q.「まーぶ」を使用するのはどんな人ですか

A.「まーぶ」を持っているのは、小さな子どもから大人までいろんな人が持っています。ボランティア活動の対価として受け取っている人が多いです。

Q.換金はどのような形でできますか

A.基本、事務局に来ていただき換金をしていただきます。ただし、事業形態等により相談に応じます。

Q.なぜ契約が必要なのですか

A.地域通貨「まーぶ」は、近畿財務局に第三者型前払式支払手段発行者の登録を受けています。その規定上、換金ができる店舗（＝協力会員）は、契約を結ぶ必要があります。

Q.協力会員は会費等が必要ですか

A.現在のところ協力会員の会費は設定していません。今後、必要な場合は事前に通知します。

商品券と同様とお考えください！



問い合わせ・連絡先

（特活）暮らしづくりネットワーク北芝

地域通貨「まーぶ」事務局（担当：松村）

〒562-0014

大阪府箕面市萱野 1-19-4 らいとぴあ 21 内

TEL 072-722-7400

Mail info@ma-bu.org

WEB <http://www.ma-bu.org/>

